

## 奥州市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年6月1日

奥州市監査委員 及 川 新 太  
奥州市監査委員 松 本 富二朗  
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の実施期間

予備監査 平成28年2月16日から2月18日まで

本監査 平成28年2月19日

#### (2) 監査の対象とした部課等名

農林部

農政課、農地林務課、各総合支所の産業振興課及び衣川防災ダム管理所

#### (3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成27年度（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成26年度分についても対象とした。

#### (4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

### 2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
農政課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
農地林務課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺総合支所産業振興課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所産業振興課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所産業振興課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川総合支所産業振興課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川防災ダム管理所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

農林部農政課

補助金事務において、補助金交付要綱で規定されている実施状況に関する報告書が、補助事業者から提出されていないものが11件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。